

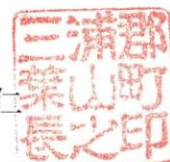
葉 七 第 43 号

令和 8 年 3 月 25 日

共和化工株式会社関東支店

支店長 高 田 真 人 様

葉山町長 山 梨 崇 仁



## 技術者派遣業務継続に関する嘆願書について（回答）

令和 8 年 2 月 26 日付けで受理しました「技術者派遣業務継続に関する嘆願書」（以下「貴書」といいます。）については、技術派遣業務の有効性及び財政運営上の観点も踏まえ、令和 8 年度当初予算は計上しておりません。

令和 8 年度は令和 7 年度と同業務でなく一部の技術的な支援について委託することを相談させていただきましたが、貴社との折り合いがつかず、令和 8 年度における本委託をすることを断念したものです。

本委託の不継続を理由として、工事請負契約上の義務である性能保証、契約不適合対応等に関する貴社の責任を一方的に限定し、又は履行を左右させることは、契約関係に照らしそのような効果は生じないものと町は整理します。

仮に貴社が貴書を根拠として対応を拒むなどの行動に出た場合であっても、町としては貴社の契約上の義務が軽減又は免除されるものとは取り扱わず、本工事契約及び関係法令等に基づき有する一切の権利を放棄することはありません。

事務担当は、環境部 クリーンセンター 角田  
〒240-0101 三浦郡葉山町堀内 2286 番地  
TEL : 046-876-1153  
FAX : 046-876-1860  
E-mail : clean@hayama.kanagawa.jp

令和 8 年 2 月 26 日

葉山町長様

共和化工株式会社 関東支店

支店長 高田 真人

### 技術者派遣業務継続に関する嘆願書

貴町ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。さて、昨年から維持管理委託を請け負っております貴町葉山クリーンセンターにおいては、施設の特異性から性能発注にて貴町と令和 4 年 2 月 10 日に契約を締結し、昨年令和 7 年 7 月 31 日に施設が完成、引き渡しを行いました。弊社においては、全国における同様の施設（性能発注案件）について、基本的に施設の設計・施工のみならず維持管理を一環で契約している事例が多く、本施設においても同様、施設の性能を発揮する上で、その維持管理は非常に重要であると考えており、弊社の技術スタッフによる常駐管理でないと適正な性能は発揮できない可能性があるかと危惧しております。

以下にその理由を列記いたします。

#### 記

1. 本プラント施設の引き渡しに際し、1 日の計画処理量は処理可能かを確認するため、当社技術者立会いのもと性能確認試験を実施いたしました。その結果、当社技術者が対応した場合には、1 日当たりの計画処理量を十分に処理可能であることが確認されております。ですが現在配置されている作業員のみで同等の処理を安定的に行うことについては、技術的な経験や対応力の面から困難が生じる可能性が高いと考えております。今後、原料搬入量が計画上の正規量に達した場合の処理量増加時における迅速かつ的確な対応体制を確保するため、プラント管理に慣れた技術者が必要と考えております。
2. 堆肥化プラントは、微生物活性を利用した生物反応設備であり、原料性状や含水率、通気量、温度、気象条件の変動により運転状態や臭気が短時間で悪化することがあります。巡回管理では設備音や臭気の微細な変化を把握しきれないため、技術者が常時現場で数値と感覚の両面から監視し、異常の兆候を早期に検知・是正する必要があります。
3. 常駐技術者がいることで、初動対応から報告までを一貫して行うことが可能となり、自治体職員様のご負担軽減にも寄与しております。

以上の理由から、堆肥化施設における維持管理業務は、技術者が常駐する体制でなければ、安定運転および環境保全を十分に確保することが困難であり、現行の常駐体制を継続することが最も適切であると考えております。何卒、本趣旨をご理解いただき、引き続き特段のご高配を賜りますよう、お願い申し上げます。

なお、ご協力の範囲によるところとなりますが、万が一、維持管理上にて発生したと見なされる施設の性能低下、臭気発生等による住民トラブル等につきましては、一切の責任を負えないことをあらかじめ申し添えておきますので、ご承知おきください。

以上